



表1 平成28・29年度の保険料率

均等割額	所得割額	年間保険料額
被保険者1人当たり 42,400円	賦課のもととなる所得金額※ × 9.07%	保険料額は 100円未満切り捨て (限度額 57万円)

※前年中の総所得および山林所得ならびに株式・長期(短期)譲渡所得などの合計金額から基礎控除額33万円を引いた額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

表2 均等割額および所得割額の軽減

均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者および世帯主の合計所得額が下記の基本を超えない場合、均等割額が軽減されます。

基準額	軽減割合	均等割額
基礎控除額(33万円)以下の場合	9割	4,200円
基礎控除額(33万円) + (26万5千円×被保険者数)	8.5割	6,300円
基礎控除額(33万円) + (48万円×被保険者数)	5割	21,200円
基礎控除額(33万円) + (48万円×被保険者数)	2割	33,920円

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、さらに高齢者特別控除15万円を控除します。

所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」が下記の基本以下の場合、所得割額が軽減されます。

基準額(年金収入のみの場合)	軽減割合
① 15万円(年金収入168万円)以下	100%(全額)
② 20万円(年金収入173万円)以下	75%
③ 58万円(年金収入211万円)以下	50%

※①・②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

国民健康保険・後期高齢者医療制度 一部助成を終了

国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方を対象に実施していた保養施設利用費助成事業は、平成28年3月31日宿泊分をもって終了しました。

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529・9538

東京都後期高齢者医療広域連合は、平成28・29年度の保険料率を決定しました(表1)。

平成28年度の保険料率は、7月に送付する保険料額決定通知書でご確認ください。

所得の低い世帯の方は、保険料が軽減されます(表2)。

後期高齢者医療保険料 平成28・29年度の保険料率を決定

手当の種類	対象	手当額(月額)
特別障害者手当	重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で、かつそれらが重複している方。あるいは、同等の疾病による障がいの方) ※施設入所者、病院などに3か月を超えて入院している方を除く。	26,830円
障害児福祉手当	重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳未満の方(おおむね身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方。あるいは、同等の疾病による障がいの方) ※施設入所者、障がいを理由とする公的年金受給者を除く。	14,600円
東京都重度心身障害者手当	重度の障がいがあるため、日常生活で常時複雑な介護を必要とする方のうち、次のいずれかに該当する65歳未満の方 ①重度の肢体不自由者であって両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な程度 ②重度の知的障がいと身体障害者手帳1・2級(内部障がいについては1級)程度の身体障がいを重複している ③重度の知的障がいであって、常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある ※施設入所者、病院などに3か月を超えて入院している方を除く。	60,000円
小平市心身障害者福祉手当	次の①または②に該当する20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳1・2級、脳性まひ、進行性筋萎縮症および愛の手帳1度から3度 ②身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度および特殊疾病(難病)患者 ※施設入所者を除く。	①に該当する方 15,500円または7,750円 ②に該当する方 7,750円または3,800円

特別障害者手当などの支給

重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な方に、

手当(左表)が支給されます。※本人および扶養義務者の所得制限があります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 障がい者支援課 ☎042(346)9540、☎042(346)9541

手話通訳者養成講習会

市では、手話技術の学習とともに、地域で活動する手話通訳者を養成する講習会を開催しています。

とき 5月12日(平成29年2月2日の木曜日)(祝日、12月29日を除く) 午後7時から 全35回

ところ 福祉会館ほか

費用 無料

対象 市内在住で聴覚障がい者の

福祉に理解と情熱があり、将来手話通訳者として活動できる方

▽中級クラス：手話講習会の初級を修了した方または同程度の方

▽上級クラス：手話講習会の中級を修了した方または同程度の方

▽通訳クラス：手話講習会の上級を修了した方または同程度の方

定員 ▽中級：25人程度

▽上級：15人程度

▽通訳：10人程度

※通訳クラス受講者は、講習会修了後に手話通訳者登録試験を受け、合格した方には市の登録手話通訳者として協力していただきます。

※各クラスの受講者は、4月21日(木)の午後7時から福祉会館で行う実技試験で決定します。

※申込書は障がい者支援課(健康福祉事務センター1階)にあります。

また、小平市ホームページからダウンロードもできます。

申込み 4月15日(金)まで(必着)

に、申込書を問合せ先へ持参または送付

問合せ 障がい者支援課 ☎187-8701 小平市役所 ☎042(346)9540、☎042(346)9541

ご利用ください

手話通訳者

市では、コミュニケーションに手話通訳を必要とする方が市役所を円滑に利用できるよう、手話通訳者を配置しています。

とき 第1・第3火曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

※5月と平成29年1月は第2・第3火曜日になります。

ところ 健康福祉事務センター1階

問合せ 障がい者支援課 ☎042(346)9540、☎042(346)9541

乳幼児健診・相談などの日程

とき	対象	持ち物	定員・申込みほか
4月20日(水) ステップ1…午後1時30分から ステップ2…午後2時30分から ステップ3…午前9時45分から ステップ4…午前10時45分から	市内在住で、おおむね5か月～1歳6か月児 (ステップごとに対象が異なります。下記参照)	母子健康手帳	当日、会場へ

※会場は健康センター、費用は無料です。車での来場はご遠慮ください。
※ステップ1…5・6か月児、ステップ2…7・8か月児、ステップ3…9～11か月児、ステップ4…1歳～1歳6か月児。

休日応急診療・準夜応急診療(内科・小児科)

日程	診療時間	名称	所在地	電話番号
休日応急診療 日曜日、祝日、年末年始	午前9時～午後5時	小平市医師会応急診療所	学園東町1-19-12(健康センター内)	042(346)3706(左記診療時間内)
準夜応急診療 月曜～日曜日(年中無休)	午後7時30分～10時30分(受付は10時15分まで)			

※応急診療所の診療科目は内科と小児科です。健康保険証、各種医療費受給者証を忘れずにお持ちください。

休日歯科応急診療医(診療時間：午前9時～午後5時)

日程	医療機関名	所在地	電話番号
4月10日(日)	小池 歯科 医院	津田町2-2-3 アークハイツ101	042(349)7211
4月17日(日)	みはら 歯科	小川町1-419-50	042(343)1814

※車でお越しの際は、必ずお問い合わせください。

東京都による救急診療などの相談・案内

東京消防庁救急相談センター	#7119(携帯電話、PHS、プッシュ回線から) 042(521)2323(ダイヤル回線から)	救急車を呼ぶべきか迷った場合の相談・24時間
小平消防署 病院・診療所案内	042(341)0119	救急医療機関の案内・24時間
東京都医療機関案内 サービス(ひまわり)	03(5272)0303	診療中の医療機関の案内・24時間

ヘルスアップ教室

地域の仲間と一緒に楽しく健康づくり

仲間とともに生活習慣の改善に取り組み、検査値の改善や体力向上を目指す5日間の実践教室です。

とき ▽5月23日・30日の月曜日 午後1時20分～4時

▽7月8日(金) 午前9時20分～正午

▽8月2日、10月4日の火曜日 午後1時20分～4時

ところ 健康センター

対象 次のすべてに該当する方

▽平成27年4月以降の健診や人間ドックを受診した方で、全日程参加できる

▽運動制限がない

▽69歳以下である

※健診結果が要治療の方は運動制限の有無や今後の方針を確認のうえ、お申し込みください。

いきいき認知症予防教室

脳活性化のためのウォーキング教室(入門編)

とき 4月28日(木) 午前10時～11時30分

ところ 東部市民センター集客室

対象 市内在住で要介護・要支援を受けていない65歳以上の方

定員 50人

内容 ウォーキングを習慣化し、脳を活性化するための講話

東京都子育て支援員研修(第一期)

子育て支援分野で働くうえで必要な知識や技能を身に付けます。

対象 市内在住・在勤で、今後子育て支援員として就業する意欲のある方ほか

内容 地域保育コース、地域子育て支援コース、放課後児童コース、社会的養護コース

※申込み方法など、詳しくは募集要項(子育て支援課(市役所2階)で4月11日(月)から配布)またはホームページをご覧ください。

問合せ 東京都福祉保健財団人材養成部福祉人材養成室子育て支援員担当 ☎03(3344)8533

手当(左表)が支給されます。※本人および扶養義務者の所得制限があります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 障がい者支援課 ☎042(346)9540、☎042(346)9541

福祉に理解と情熱があり、将来手話通訳者として活動できる方

▽中級クラス：手話講習会の初級を修了した方または同程度の方

▽上級クラス：手話講習会の中級を修了した方または同程度の方

▽通訳クラス：手話講習会の上級を修了した方または同程度の方

定員 ▽中級：25人程度

▽上級：15人程度

▽通訳：10人程度

※通訳クラス受講者は、講習会修了後に手話通訳者登録試験を受け、合格した方には市の登録手話通訳者として協力していただきます。

※各クラスの受講者は、4月21日(木)の午後7時から福祉会館で行う実技試験で決定します。

※申込書は障がい者支援課(健康福祉事務センター1階)にあります。

また、小平市ホームページからダウンロードもできます。

申込み 4月15日(金)まで(必着)

に、申込書を問合せ先へ持参または送付

問合せ 障がい者支援課 ☎187-8701 小平市役所 ☎042(346)9540、☎042(346)9541

地域の仲間と一緒に楽しく健康づくり

仲間とともに生活習慣の改善に取り組み、検査値の改善や体力向上を目指す5日間の実践教室です。

とき ▽5月23日・30日の月曜日 午後1時20分～4時

▽7月8日(金) 午前9時20分～正午

▽8月2日、10月4日の火曜日 午後1時20分～4時

ところ 健康センター

対象 次のすべてに該当する方

▽平成27年4月以降の健診や人間ドックを受診した方で、全日程参加できる

▽運動制限がない

▽69歳以下である

※健診結果が要治療の方は運動制限の有無や今後の方針を確認のうえ、お申し込みください。

※過去に参加された方は、遠慮ください。

定員 25人

内容 エクササイズウォーキング、筋トレ、旬の素材でヘルシーメニューを作ろう ほか

申込み 4月12日(火)までに、健康センターへ(申込み多数の場合は抽選し、結果を全員に連絡) ☎042(346)3701

子育て支援分野で働くうえで必要な知識や技能を身に付けます。

対象 市内在住・在勤で、今後子育て支援員として就業する意欲のある方ほか

内容 地域保育コース、地域子育て支援コース、放課後児童コース、社会的養護コース

※申込み方法など、詳しくは募集要項(子育て支援課(市役所2階)で4月11日(月)から配布)またはホームページをご覧ください。

問合せ 東京都福祉保健財団人材養成部福祉人材養成室子育て支援員担当 ☎03(3344)8533

※入門編の受講修了者は実践編に申し込みます(定員あり)。

申込み 高齢者支援課地域支援担当(先着順) ☎042(346)9539